

滋賀県医療審議会委員の公募について

本県における医療提供体制等について広く県民の意見を反映するため、滋賀県医療審議会の委員のうち、医療を受ける立場にある者の一部を公募します。

1. 応募資格

県内に居住する、令和7年8月1日現在で満18歳以上の方。

ただし、国、地方公共団体の議員および常勤の公務員の方、また、既に県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方を除きます。

2. 募集人員

2人以内

3. 任 期

令和7年8月1日から令和9年7月31日まで（2年間）

4. 委員の仕事

- (1) 滋賀県医療審議会は、医療法の規定に基づき、医療を提供する体制の確保に関する重要事項等を調査審議するために設置しているものです。この審議会に出席していただき、医療法により審議会の権限に属させられた事項や本県の医療提供体制に関する知事の諮問事項等について、意見を述べていただきます。
- (2) 滋賀県医療審議会はこの公募委員のほか、大学教員等の学識経験者、医師会等の医療関係団体代表者および医療を受ける立場にある者により、30人以内で構成されています。
- (3) 審議会は年3回程度（令和8年度は保健医療計画の中間見直しのため、部会を含め4～5回程度開催予定）、平日に開催する予定で、出席いただいた場合には、県規定に基づく報酬および交通費をお支払いします。

5. 応募方法

次の書類に必要事項を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で、下記応募先まで提出してください。

- (1) 滋賀県医療審議会委員応募書（別紙様式をご利用いただくか、滋賀県ホームページ内の「県政eしんぶん」のカテゴリ別一覧「募集」からダウンロードしてください。）
- (2) 滋賀県の医療行政の推進について（例えば、在宅医療の推進、病院と診療所の役割分担、患者が安心できる医療等）に関する提案、意見等を800字程度にまとめた意見書（様式は問いません。）

6. 応募期限

令和7年6月10日（火）必着

7. 選 考

委員は、応募された方の中から選考会議で選考のうえで決定し、選考結果は本人にお知らせします。なお、応募いただいた応募書と意見書については返却いたしませんので御了承ください。

8. 応募先およびお問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療政策課企画係

〈住 所〉〒520-8577 大津市京町4-1-1

〈電 話〉077-528-3610 〈F A X〉077-528-4859

〈E-mail〉ef00@pref.shiga.lg.jp

滋賀県医療審議会委員応募書

滋賀県医療審議会委員に次のとおり応募します。

フリガナ 氏名		年齢	歳	性別	
住所	〒 ー ー ー 市・郡				
電話番号	(自宅・勤務先) TEL ー ー ー ー ー ー ー ー (携帯電話 ー ー ー ー ー ー ー ー)				
メールアドレス					

以下の活動経験については、差しつかえのない範囲で記入してください。

	名 称	期 間
国、県、市町 の審議会等委員、モニター等 の経験		
	内 容	年月または期間
その他の活動 の経験		

記入上の留意事項

1. 年齢は令和7年8月1日現在で記入してください。
2. 審議会等には、協議会、懇談会などを含みます。
3. その他の活動の経験には、医療・福祉・消費生活・教育・地域・女性関係団体等の活動、グループへの参加状況や経験等も記入してください。